

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 23 日現在

機関番号：32610

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2014

課題番号：24730085

研究課題名(和文) 宗教団体法制における聖俗分離をめぐる基礎的研究

研究課題名(英文) Study about the separation of secularism and clericalism in religious corporation system.

研究代表者

藤原 究 (KIWAMU, FUJIWARA)

杏林大学・総合政策学部・講師

研究者番号：30612569

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,900,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、宗教団体の公益性と世俗性について、多面的な角度からその内容を明らかにしようと試みるものである。宗教団体をめぐる法的諸問題を網羅的に検討することで、我が国の実情に則した宗教法人法制度のあり方について、その解決すべき課題を明らかにすることができた。新しい宗教法人法制度において、宗教団体に求められる公益性と果たすべき義務を明確にすることが市民の宗教に対する信頼醸成には必要であることを明らかにした。

研究成果の概要(英文)：This study aimed at clarifying the public good and mundaneness of religious organizations from multiple angles. We identified the issues to be resolved pertaining how our religious corporation system should actually and ideally function in our country by analyzing comprehensively the legal issues and problems religious groups are faced with today. Thus, we elucidated the necessity of defining the public good and obligation required for religious groups to obtain under a new religious corporation system to increase their reliability among the public.

研究分野：民法

キーワード：宗教法人法 宗教団体 公益性 宗教法人 公益法人

1. 研究開始当初の背景

宗教団体をめぐる法状況は、信教の自由を中心として宗教団体や信者の権利をどのように保護するかという点に重点をおいた議論が中心となっていた。しかしながら、わが国においては、宗教団体と市民の融和を目指す観点から、宗教団体の社会における有り様についての検討が重要であり、こうした研究については、従来からの蓄積が少なかった。とくに、宗教団体の活動や社会における位置づけなどにおいて、その神聖性と世俗性の分離を明らかにすることで、宗教団体の活動や法的な環境をどのように整えるべきかについての研究は多いとはいえず、この分野における基礎的研究が必要とされていた。

2. 研究の目的

本研究は、わが国における宗教法人法制を考える上で不可避な課題である宗教団体活動における「神聖性」と「世俗性」について、多面的な角度からその内容を明らかにするとともに、わが国の宗教を取り巻く現状に適合した宗教団体制のあり方を検討することを目的とする。具体的には、(1)宗教団体の活動による被害への団体の責任、(2)税制における「宗教活動」と「収益活動」、(3)宗教団体運営における情報公開・ガバナンスという3つのサブテーマを設定した上で、研究をすすめる。これらのテーマは、宗教団体における内部・外部活動を網羅したものであり、従来宗教団体を中心として多面的な検討が行われたことはない。本研究の成果は、宗教団体の法的な位置づけを明確化しようとする試みは、従来の硬直化した「信教の自由」および「政教分離」を出発点とした宗教と法の議論に対して、新たな光をあてるものであるといえ、憲法学における宗教の位置づけに新たな視点を与えるものになりうると考えられる。また、宗教団体の法的な位置づけを明確にすることで、2006年よりはじまった一連の公益法人制度改革の今後の発展・展開にとって有益な示唆を与える研究となりうる可能性があると考えられる。公益法人制度の変革においては、宗教法人や学校法人はその対象となっていなかったものの、今後の社会における公益法人の果たす役割の重要性から考えても、制度の見直しは不可避であると考えられ、その際に宗教団体・宗教法人が対象となりうるのかも含めて検討する際の重要な貢献をもたらすものとする。わが国の実情に即した宗教団体に対する法規制の再構築に資する研究成果を得ることを目的とする。

3. 研究の方法

これまで、宗教団体制に関する研究においては、我が国独自の宗教観を排除した海外制度との単純な比較や「宗教性善説」、「宗教性

悪説」に基づく一面的な研究が多く、宗教団体制全体を包括的に論じるものは少なかった。結果として、宗教団体制全般を貫く基本的な認識が共有できず、結果として宗教団体寄りの法制研究が、それとも政治や権力的な宗教団体規制の研究になり易かった。本研究においては、これまでの二項対立的な宗教団体制のアプローチを反省し、宗教団体の活動の実体や運営の実情に即して、内部・外部活動を包括的総合的に論じることで、学術的価値が高く、より実践的実務的な課題にも応え得る宗教団体制研究を行っていくつもりである。具体的には、宗教団体の活動を信者や構成員、団体の組織、運営面での内部と、非構成員などへの勧誘活動、布教活動、資金獲得活動など外部の活動に分け、活動の実相に即した法的構成や法的責任を明らかにするために、実務者における問題意識や課題等の聞き取りを行い、必要な文献を収集し整理・分析を行う。

4. 研究成果

(1) 宗教活動による被害の民事法上の取り扱い

宗教団体の活動によって及ぼした被害についての団体の責任については、宗教団体による献金の勧誘行為や入信勧誘行為は、組織としての宗教団体を維持するために必要不可欠な行為であるものの、その際の入信や献金等の獲得活動のプロセスで、目的、方法、結果から総合的に判断して、行き過ぎがあれば法的にも違法との評価を受ける。

献金勧誘については、信者に対して献金を勧誘する行為はその方法が社会的に相当なものと認められる範囲を逸脱するものでない限り、違法との評価を受けることはないが、献金勧誘行為自体が相手方の不安をあまり困惑させるなどして、献金を決意させるようなものである場合には、相当と認められる範囲を逸脱していると考えられ、不法行為が成立するとされている。教化勧誘行為についても同様に社会通念上正当な目的に基づき、方法、結果が相当である限りにおいて、正当な宗教活動の範囲内にあるものと認めるが、もっぱら利益獲得等の不当な目的である場合、あるいは宗教団体であることをことさらに秘して勧誘し、いたずらに害悪を告知して相手方の不安を煽るなど、社会的に相当な範囲を逸脱している場合には、違法との評価を受けるものとされているという点を明確にした。

また、宗教団体と信者、信者団体、関連企業との関係については、金銭的な部分でどういったやりとりがされているか、人材的な部分での交流がどうなっているかを中心として、両組織の指揮監督関係についてを総合的に判断しなければならないという一定の基準が明らかになった。

(2) 宗教団体の収益活動と税制上の取扱い

開示されている情報が十分とはいえない状況があるが、宗教団体の予算規模はその団体の規模によって大きな格差が生じている。支出に関しても、教化費よりも人件費を過大に費消している場合もあり、それぞれの団体ごとに実情は異なるということがわかる。

宗教法人と課税の問題は、大きく分けて「資産」、「消費」、「所得」、「寄附」と4つの方向から検討されるべきであるとした。「資産」においては、もっぱら本来の宗教活動の用に供するものである限り、登録免許税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税がそれぞれ免除されており、これについては、団体組織を維持するという観点から望ましいものと考えられる。また、「消費」においては宗教法人の場合、宗教活動に伴ってもたらされる収入については、消費税の課税対象とはならないとされており、宗教活動における収入もまた対価ではないとされ、原則として課税の対象とはならない。さらに「所得」についても、法人税においては、宗教法人は、公益法人等の1つとして収益事業を行っている場合を除き、非課税が原則とされている。また、収益事業にしても営利を目的とする一般法人よりも低い税率で課税が行われるため、収益事業＝即企業並み課税というわけではない。また、宗教法人が資産を運用したことによる利息・配当金は非課税とされている。これらの点については、宗教活動と収益活動の区分が明確な部分と曖昧な部分が混在しており、本来であれば、明確に課税対象とそうでないものを峻別する必要があるが、曖昧なものはその金額等からも重要性は乏しく、細分化して区別する実益はさほどないと考えられる。しかしながら、「寄附」については、法人と個人では寄附金控除の取り扱いに差があり、宗教団体の公益性を認める以上、これについては取り扱いに差異を設けるべきではないという点について明らかにした。

(3) 宗教団体運営の公益性と市民の意識

宗教団体やその運営に対する市民の意識調査を行った、全国から2,200を超えるサンプルを回収し、宗教団体の公益性や透明性について意識調査を行った。その中で、宗教団体が行っている公益活動に対する認知度が非常に低く、取り組んで欲しい公益活動についても、突出して何らかの活動を望まれているわけではないという結果が出た。また宗教団体の財務情報については、半数以上が一般公開されるべきだと考えており、宗教団体側の現状との乖離が明らかになった。宗教団体が社会に受け入れられているという意見は4%ほどしかないという回答からもその乖離は裏付けられるかもしれない。この調査結果については、今後さらなる検討を通じて詳細な分析結果を明らかにしたい。

さらには、宗教団体の情報開示について、特に税制上の優遇を受けている宗教法人に

おける財政上の状況について情報開示が不十分であるとの指摘がある。規模によっては、かなり高額な資金が運用されている。投資等によって、宗教団体の資産に大きな欠損が発生した場合に、説明責任をどのように果たすのかという問題も含めて、情報を適時開示する必要性は高いといえる。

(4) 得られた示唆

現代の宗教団体とそれを取り巻く法的環境は、様々な問題を抱えている。こうした中で、公益法人制度改革は行われ、狭義の公益法人に対して新たな枠組みが提示された。宗教法人はこの枠組みに入っていないが、本来であれば公益を帯びる法人として改革の中に含まれるべきであったと考えられる。アメリカにおいては、公法上の宗教団体や公定宗教のようなものは認められておらず、宗教団体は私法上の任意団体として存在することになる。そのため、行政機関においても宗教を専門に扱う部門は存在しない。つまり、宗教団体に法人格を付与するかどうかについては各州が行い、活動内容の調査は司法機関、免税資格については内国歳入庁が行うなど、それぞれの機関が責任をもってその判断を下すシステムとなっている。こうした仕組みは現在の我が国における公益法人制度との対比のなかで参考になる。宗教団体においては、記録や財務書類などに対する信者ら構成員からのアクセスが認められており、内部における民主的な統制が行われるようにシステムが確立されている。民主的な運営は、一見すると、宗教団体の運営としてなじまないのではないかと考えられる。しかしながら、財務や人事において十分や情報の開示が行われなければ、宗教団体に対する監視は内的統制から外的統制へとシフトすることとなり、より一層厳しい監視の目が注がれることになり、宗教団体の自律性・自浄作用を確立する機会が失われることになる。

宗教団体に対する現在の税制についても多くの問題が内在されている。宗教団体に対する画一的な税制の優遇は、行政の業務を一部負担していたことにはじまったと考えられるが、現状において妥当かについては再検討の必要がある。宗教に対する信頼や期待がしばみゆく中で、さらなる財政の悪化を防ぐために宗教団体が大規模に収益活動を行う例が目立つようになってきている現状では、今までどおりの制度が妥当かについて検討の余地がある。宗教団体は本来、その広大な土地・建物を維持するために固定資産税を免除し、寄付金税制を拡充することでその財政基盤を維持すべきであって、収益活動をどのように扱うかについても議論が必要であろう。

こうした点を踏まえて、宗教法人を一括して制度づくりをするのではなく、公益性の認定を得ている法人とそうでない法人を別の枠組みで制度化するとともに、公益性が認め

られる法人にはより手厚い優遇措置を与えることも含めて検討を続ける必要があるのではないかと考えた。

5. 主な発表論文等
(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計3件)
藤原 究「宗教団体の公益性と公益活動」
『社会安全政策研究所紀要』6号,2014年,p29-48

藤原 究「わが国における宗教法人法制の歩み」『杏林社会科学研究』第28巻2号,2012年,p15-30

藤原 究「葬儀・埋葬における現状と法的課題」『杏林社会科学研究』第28巻1号,2012年,p59-72

〔学会発表〕(計 件)

〔図書〕(計 件)

〔産業財産権〕
出願状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織
(1)研究代表者
藤原 究 (FUJIWARA KIWAMU)
杏林大学・総合政策学部・講師
研究者番号：30612569

(2)研究分担者
()

研究者番号：

(3)連携研究者
()

研究者番号：